

## ○気仙沼市議会基本条例

平成 23 年 7 月 1 日条例第 26 号

### 気仙沼市議会基本条例

#### (前文)

気仙沼市議会は、市の意思決定機関として、市民のより一層の信頼にこたえ、市民の目線に立つ市政運営の実現を図るため、自覚と責任ある議会活動を通して、その役割を果たしていくことをここに宣言する。

平成 12 年のいわゆる地方分権一括法の施行以来、市民に最も身近な地方自治体（以下「自治体」という。）は、自主性及び自律性が飛躍的に拡大し、自己決定及び自己責任の原則が徹底されたことから、個性的で多様な行政運営を責任をもって展開することが求められるようになった。

このような中、平成 18 年 3 月 31 日に気仙沼市と唐桑町が新設合併し、また、平成 21 年 9 月 1 日には本吉町を編入合併し、更なる地方分権の受け皿になり得る気仙沼市が誕生したところである。

こうした本市を取り巻く環境の変化にこたえ、本市議会がその果たすべき役割と責務を全うするためには、市民の多様な意思を反映した政策について議論する合議機関であることを自覚しつつ、議会及び議員（以下「議会等」という。）がその能力を高め、自治体の自律に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

また、本市議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、市民の信頼を礎にその負託に応える責務を負っている。市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とは、緊張ある関係を保ちつつ、独立及び対等の立場において意思決定し、市長等の監視及び評価を行うことや、積極的に政策立案及び政策提言を行うとともに、その実現のために、議会の機能を十分発揮し、本市のまちづくりを推進する使命がある。

本市議会は、地方議会としてあるべき姿を示すためにも議会基本条例が必要であるとの共通認識に至り、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、積極的な情報公開の下での市民や市長等との関係、合議機関としての議会のあり方など、議会運営の基本的事項を定めることにより、議会等の役割をしっかりと果たし、市民にとって存在感のある議会を築くことを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

**第 1 条** この条例は、議会が、二元代表制の一翼を担うことかつ自由かつつな議論の場であることを前提として、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

**第2条** 議会は、市民の負託を受けた代表機関であることを自覚し、常に公正性、透明性及び信頼性を重視した市民に開かれた議会を目指さなければならない。

2 議会は、市民本意の立場に立ち市長等の市政運営を監視し、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組まなければならない。

3 議会は、議会の活動への市民参加を進めるとともに、多様な意見の把握に努め、政策立案及び政策提言に反映させなければならない。

4 議会は、規律ある分かりやすい議会運営に努めるとともに、市民の傍聴意欲を高めるための措置を講じなければならない。

(議員の活動原則)

**第3条** 議員は、議会が言論の場であること及び合議機関であることを自覚し、議員間の自由かつつな討議を行わなければならない。

2 議員は、市政の課題及び市民の意見を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研さんにより、市民全体の代表者及び奉仕者としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、議会の構成員として、特定の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

(会派)

**第4条** 議員は、議会活動を行うため、3人以上の議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、議会運営及び政策立案、政策提言等（以下「議会運営等」という。）の役割を担うものとする。

3 会派は、議会運営等に関し、会派間及び会派に属さない議員との調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(市民と議会との関係)

**第5条** 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会の会議は、原則として公開する。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに法第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を十分に活用し、市民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審査においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

- 5 議会は、市民との意見交換の場を設けるなど、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じなければならない。
- 6 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報その他の広報手段により公表し、議決責任を明確にしなければならない。
- 7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たさなければならない。
- 8 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(市長等と議会の関係)

**第6条** 議会は、本会議及び委員会（以下「本会議等」という。）における議員及び議長から本会議等への出席を要求された市長その他の執行機関の長及びその補助機関である職員（以下「市長その他の説明員」という。）との質疑、質問及び答弁に当たっては、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができるものとする。

- 2 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、議員の質疑又は質問に対し、市長その他の説明員に反問させることができるものとする。
- 3 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
- 4 議長は、本会議等への市長その他の説明員の出席要求を必要最小限にとどめるものとする。

(監視及び評価)

**第7条** 議会は、市長等の立案する政策、計画、施策及び事業（以下「政策等」という。）並びにその事務執行を監視する責務があることから、市長等より提案された政策等について、市長等に対して、次に掲げる事項の背景説明に努めるよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 気仙沼市総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

- 2 議会は、市長が予算又は決算を議会の審議に付すに当たって、分かりやすい説明資料を提出するよう求めるものとする。
- 3 議会は、政策等の水準を高めるため、市長等の政策等及び事務執行について、立案及び執行における論点及び争点を明確にするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

**第8条** 法第96条第2項の規定による議会の議決事件は、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、別に条例で定める。

(討議による合意形成)

**第9条** 議会は、言論の場であることを十分に認識し、必要に応じ議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議等において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすよう努めるものとする。

3 議長等は、自由討議を行う場合において、市長その他の説明員を原則として退席させるものとする。

(議会広報及び広聴の充実)

**第10条** 議会は、議会の視点からの市政及び議会に係る情報を、多様な広報手段を活用し市民に周知することに努めるものとする。

2 議会は、市民の意見及び要望を取り上げるための広聴活動に努めるものとする。

3 議会は、議員で構成する広報及び広聴機能を持つ組織を設置するものとする。

(議員研修の強化)

**第11条** 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の強化に努めるものとする。

2 議会は、各分野の専門家、市民等との議員研修会を開催するものとする。

(議員の政治倫理)

**第12条** 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

(政務調査費)

**第13条** 会派及び議員は、政策提言につながる政策の調査研究を積極的かつ確実に行うため、政務調査費の交付を受けることができる。

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費の使途の透明性を確保するため、その活動状況及び収支を市民に報告しなければならない。

3 政務調査費の交付に関しては、別に条例で定める。

(委員会の活動)

**第14条** 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

2 委員会は、委員会の機能の充実に資するため、委員と市民が自由に情報交換及び意見交換する懇談会その他の会議を設けることができるものとする。

3 委員会は、閉会中においても委員会活動を積極的に行うものとする。

(議員の定数)

**第15条** 議員の定数は、別に条例で定める。

2 議員の定数を改正するに当たっては、効率的かつ能率的な議会運営並びに市政の現状及び将来展望を踏まえた総合的な検討を行うとともに、議会等の活動評価について市民等の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

3 議員の定数を定めた条例の改正に係る議案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求による場合を除き、明確な改正理由を付して、法第110条第5項又は法第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

**第16条** 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬を改正するに当たっては、市政の現状及び将来展望を踏まえた総合的な検討を行うとともに、議会等の活動評価について市民等の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

3 議員報酬を定めた条例の改正に係る議案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求による場合を除き、明確な改正理由を付して、法第110条第5項又は法第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

(議会図書室)

**第17条** 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書の充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、一般の利用に供することができるものとする。

(議会事務局)

**第18条** 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

2 議会事務局の設置に関しては、別に条例で定める。

(最高規範性)

**第19条** この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則その他の規程を制定してはならない。

(継続的な検討)

**第20条** 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを継続的に検討し、制度の改善等の必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。